

## じん芥収集所用地の「寄附」について

### ■寄附について

市では、下記の条件を満たしているじん芥収集所用地の寄附を受け付けています。寄附を希望する場合は、本庄地域は環境推進課、児玉地域は支所環境産業課までご相談ください。

#### 【 寄 附 条 件 】

- ①土地所有者の意思で寄附を行うこと。
- ②分筆登記が済んでいること。
- ③寄附予定地にある地中埋設管、電柱や看板の移設または撤去が済んでいること。
- ④「本庄市じん芥収集所設置及び管理要綱」の設置要件を満たしていること。
- ⑤下記の「収集所の構造について」を満たしていること。
- ⑥寄附申出時点で対象土地面積が減少する見込みがある場合は、減少部分を除いた状況であっても寄附条件を満たすこと。

なお、寄附された収集所用地に設置されている集積庫（ごみストッカー）や塀については寄附を受け付けていません。土地のみ寄附を受け付けているため、ご注意ください。

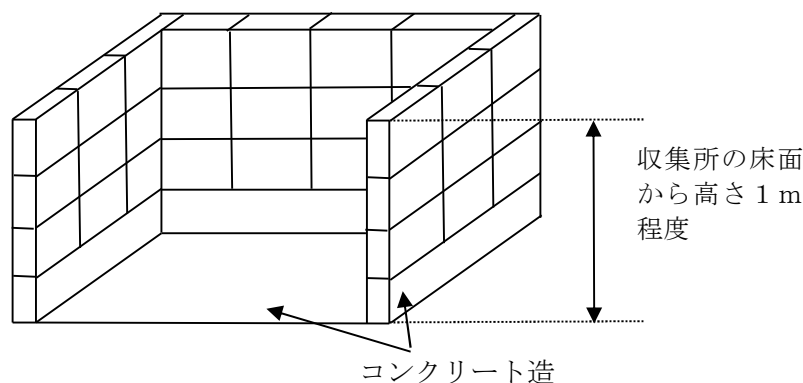
### 収集所の構造について

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震により起きたブロック塀倒壊による小学生の死亡事故を受けて、市が所有する土地に存する塀について構造が見直されました。

つきましては、収集所用地の寄附を予定されている場合は、下記の構造に適合しなければなりません。

- ①床面はコンクリート造とし、ごみから出る水分が染み出ない構造にすること。
- ②道路側を除く三方をブロック等で囲んだ構造とすること。
- ③立ち上がりは床面から1 m程度とすること。
- ④立ち上がりは有筋で施工すること。  
(ブロック部分の鉄筋は太さ 9mm以上、間隔 縦横80 c m以下とする。)
- ⑤構造物(道路側除く)は敷地境界線より内側に造設すること。境界線上は不可。

(構造図)



## ■手続き方法

- ・寄附申出書は寄附しようとしている土地の所有者が提出してください。  
ただし、委任状があれば代理人による提出が可能です。

### 《 提出書類 》

- 寄附申出書 → 「登録印（実印）」及び「捨て印」の押印をお願いします。
- じん芥収集所管理確認書 → 様式は担当課にて配布しています。
- 案内図 → 寄附予定地の周辺地図を添付してください。
- 収集所の構造がわかる図面
- 地積測量図の写し → 座標付きのものに限ります。
- 公図の写し
- 土地登記簿謄本 → 寄附する全ての筆の謄本が必要です。
- 土地登記原因証明情報及び承諾書
  - 登録印（実印）の押印及び住所を含めた記名が必要になります。  
様式は担当課にて配布しています。
- 印鑑証明書
- 資格証明書
  - 法人の場合のみ必要です。代表者事項証明書又は履歴事項全部証明書を添付してください。
- 委任状
  - 代理人による提出の場合は必須です。様式は任意ですが、連絡先は必ず記載してください。

※提出部数は1部です。副本をお持ちの方は收受印を押印することも可能です。

## ■受理について

寄附申出書を受理後、現地を確認し、問題が無ければ市より所有権登記の手続きを進めます。登記が完了しましたら、申出者（または代理人）へご連絡いたします。

【本庄地域】 経済環境部 環境推進課 環境衛生係  
TEL: 0495-25-1172  
FAX: 0495-25-1248

【児玉地域】 経済環境部 支所環境産業課 環境係  
TEL: 0495-72-1334  
FAX: 0495-72-4216



寄 附 申 出 書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_



連絡先 \_\_\_\_\_

私所有の下記の土地を じん芥収集所用地 として寄附いたしたく、次の添付書類を添えて申し出ます。

また、寄附により帰属する下記の土地の今後の取り扱いについては、貴市に全て一任し、一切の異議申し立ては行いません。

※添付書類 案内図、収集所の構造がわかる図面、地積測量図の写し、公図の写し、土地登記簿謄本（寄附しようとする全ての筆）、登記原因証明情報及び承諾書、印鑑証明書、資格証明書（法人等が地権者の場合）委任状（代理人による提出の場合）

なお、この申し出に際し、別紙の「じん芥収集所管理確認書」に定める事項について確認しましたので添付します。

記

所在	地番	地目	地積 (㎡)	備考
本庄市	番			

(別紙)

## じん芥収集所管理確認書

(あて先) 本庄市長

年 月 日

自治会名 \_\_\_\_\_

自治会長名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記場所に設置予定のじん芥収集所の管理等について、下記事項を確認しました。

### ◆じん芥収集所設置予定場所

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考

### ◆確認事項 (下記の項目欄をチェックして下さい)

- 本庄市じん芥収集所設置及び管理要綱第5条(収集所の維持管理)に基づき、維持・管理等を行います。
- 当該収集所の維持、管理、修繕等に係る一切の費用については、当自治会及び利用者において負担いたします。
- じん芥収集所として使用するにあたり、公衆衛生面には充分配慮し、近隣に迷惑はかけないように努め、当該収集所に係る苦情等への対応をいたします。
- 当自治会は、じん芥収集所として設置されている限り管理を行います。

# 登記原因証明情報及び承諾書

捨 印

## 1 登記申請情報の要領

(1) 登記の目的 所有権移転

(2) 登記の原因 年 月 日 寄附

(3) 当事者 権利者(甲) 本 庄 市

義務者(乙) \_\_\_\_\_

## (4) 不動産の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
本庄市	番		

## 2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し 年 月 日、本件不動産を寄附し、甲はこれ  
を取得しました。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転しました。

## 3 登記の承諾について

上記(1)(2)により、乙は甲に所有権移転登記することを承諾します。

年 月 日 さいたま地方法務局本庄出張所 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号

(甲)

埼玉県本庄市長

(乙)

実印